

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省令の整備に関する省令

（新旧対照条文一覧）

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）	．．．．．	1
○河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）	．．．．．	3
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）	．．．．．	4
○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）	．．．．．	12
○国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）	．．．．．	16

改 正 案

（法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者） 第七条の三 法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。 一 （略） 二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者		
（略）	（略）	電気工事業
管工事業	一 一 四 （略） 五 建築士法第二十条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後電気工事業に関し一年以上実務の経験を有する者 六 （略）	一 一 三 （略） 四 建築士法第二十条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後管工事業に関し一年以上実務の経験を有する者

現 行

（法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者） 第七条の三 法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。 一 （略） 二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者		
（略）	（略）	電気工事業
管工事業	一 一 四 （略） 五 建築士法第二十条第四項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後電気工事業に関し一年以上実務の経験を有する者 六 （略）	一 一 三 （略） 四 建築士法第二十条第四項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後管工事業に関し一年以上実務の経験を有する者

三 (略)	(略)	
	(略)	五 (略)

三 (略)	(略)	
	(略)	五 (略)

改 正 案	現 行
（令別表（一）項から（九）項までに掲げる処分等に類する処分等） 第十八条の九 （略） 2 令別表（十二）項下欄に規定する国土交通省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。 一 し尿浄化槽に係る建築基準法第九条第一項若しくは第十条第三項の規定による命令又は同法第十八条第二十三項の規定による要請 二 （略）	（令別表（一）項から（九）項までに掲げる処分等に類する処分等） 第十八条の九 （略） 2 令別表（十二）項下欄に規定する国土交通省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。 一 し尿浄化槽に係る建築基準法第九条第一項若しくは第十条第三項の規定による命令又は同法第十八条第十四項の規定による要請 二 （略）

改 正 案

現 行

（計画の認定の申請）

（計画の認定の申請）

第二条 法第六条の耐震関係規定に適合するものとして法第八条第三項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第二号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書を添えて、これらの図書のほか、さらに、当該計画にエレベーターが含まれる場合においては、(ハ)項に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

第二条 法第六条の耐震関係規定に適合するものとして法第八条第三項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第二号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物については次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書を、これらの建築物以外の建築物については(イ)項に掲げる図書を添えて、これらの図書のほか、さらに、当該計画にエレベーターが含まれる場合においては、(ハ)項に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類		明示すべき事項	
(イ)		(イ)	
付近見取図	配置図	付近見取図	配置図
方位、道路及び目標となる地物	縮尺及び方位	方位、道路及び目標となる地物	縮尺、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別		
	擁壁の位置その他安全上適当な措置		
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ		

基礎伏図	各階平面図						
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路	縮尺、方位及び間取	各室の用途及び床面積	壁及び筋かいの位置及び種類	通し柱及び開口部の位置	延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要	申請に係る建築物が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第二項の規定により同法第二十八条の二（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十七条の四の二に規定する基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であつて、当該建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う同令第三百三十七条の四の三第三号に規定する措置						

基礎伏図	各階平面図	
	縮尺、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱及び開口部の位置	
縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第		

				(ろ)
各階床伏図	小屋伏図	構造詳細図	構造計算書	
な部分をいう。以下同じ。）の材料の種別及び寸法				一 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築物の概要、構造計画及び建築基準法施行規則（昭和二十五年十一月十六日建設省令第四十号）第一条の三第一項の表三の（一）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項 二 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築物の概要、構造計画及び建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（二）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項 三 建築基準法施行令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築物の概要、構造計画及び建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（三）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項 四 建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算により安

				(ろ)
各階床伏図	小屋伏図	構造詳細図	構造計算書	
一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）の材料の種別及び寸法				一 建築基準法施行令第八十二条の二に規定する特定建築物（以下この表において「特定建築物」という。）以外の建築物の場合 建築物の概要、構造計画（特定建築物に該当しないことの証明を含む。）、同令第八十二条第二号の表に掲げる地震時（以下この表において「地震時」という。）における応力算定及び断面算定 二 特定建築物で高さが三十一メートル以下のもの場合 建築物の概要、構造計画、地震時における応力算定及び断面算定並びに建築基準法施行令第八十二条の二に規定する構造計算及び同令第八十二条の三又は同令第八十二条の四に規定する構造計算 三 特定建築物で高さが三十一メートルを超えるもの場合 建築物の概要、構造計画、地震時における応力算定及び断面算定並びに建築基準法施行令第八十二条の二及び同令第八十二条の四に規定する構造計算

		(は)	
		各階平面図	
		全性を確めた建築物 建築物の概要、構造計画及び建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の(四)項に掲げる構造計算書に明示すべき事項	
		エレベーターの機械室に設ける喚気上有効な開口部又は換気設備の位置	
		エレベーターの機械室の出入口の構造	
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造	
		エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造	
		エレベーターのかごの構造	
		エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造	
		非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造	
		エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法	
		エレベーターの制御器の構造	
		乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積	
		(は)	
		各階平面図	
		縮尺及びエレベーターの位置	
		昇降路の構造、レールの構造及び取付方法、つり合おりの構造、原動機、制御器及び巻上機の設置状況、綱車又は巻胴の構造並びにかごの構造	

				図書の種類	2 法第八条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第二号様式による申請書の正本及び副本並びに別記第三号様式による正本及び副本に、それぞれ、木造の建築物については次の表の(イ)項に掲げる図書（建築基準法第六条第一項第二号に掲げる建築物については前項の表の(ロ)項に掲げる図書及び次の表の(イ)項に掲げる図書）を、木造と木造以外の構造とを併用する建築物については次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書（木造の構造部分が同号に掲げる建築物に該当する場合には次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書並びに前項の表の(ロ)項に掲げる図書）を、木造の構造部分を有しない建築物については次の表の(ロ)項に掲げる図書を添えて、これらの図書のほか、さらに、当該計画にエレベーターが含まれる場合においては、前項の表の(ロ)項に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。
				明示すべき事項	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	2 法第八条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第二号様式による申請書の正本及び副本並びに別記第三号様式による正本及び副本に、それぞれ、木造の建築物については次の表の(イ)項に掲げる図書（建築基準法第六条第一項第二号に掲げる建築物については前項の表の(ロ)項に掲げる図書及び次の表の(イ)項に掲げる図書）を、木造と木造以外の構造とを併用する建築物については次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書（木造の構造部分が同号に掲げる建築物に該当する場合には次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書並びに前項の表の(ロ)項に掲げる図書）を、木造の構造部分を有しない建築物については次の表の(ロ)項に掲げる図書を添えて、これらの図書のほか、さらに、当該計画にエレベーターが含まれる場合においては、前項の表の(ロ)項に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
				図書の種類	載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置

載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置

				(イ)	図書の種類	明示すべき事項	2 法第八条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第二号様式による申請書の正本及び副本並びに別記第三号様式による正本及び副本に、それぞれ、木造の建築物については次の表の(イ)項に掲げる図書（建築基準法第六条第一項第二号に掲げる建築物については前項の表の(ロ)項に掲げる図書及び次の表の(イ)項に掲げる図書）を、木造と木造以外の構造とを併用する建築物については次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書（木造の構造部分が同号に掲げる建築物に該当する場合には次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書並びに前項の表の(ロ)項に掲げる図書）を、木造の構造部分を有しない建築物については次の表の(ロ)項に掲げる図書を添えて、これらの図書のほか、さらに、当該計画にエレベーターが含まれる場合においては、前項の表の(ロ)項に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。
				付近見取図			
				配置図	図書の種類	明示すべき事項	2 法第八条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第二号様式による申請書の正本及び副本並びに別記第三号様式による正本及び副本に、それぞれ、木造の建築物については次の表の(イ)項に掲げる図書（建築基準法第六条第一項第二号に掲げる建築物については前項の表の(ロ)項に掲げる図書及び次の表の(イ)項に掲げる図書）を、木造と木造以外の構造とを併用する建築物については次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書（木造の構造部分が同号に掲げる建築物に該当する場合には次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書並びに前項の表の(ロ)項に掲げる図書）を、木造の構造部分を有しない建築物については次の表の(ロ)項に掲げる図書を添えて、これらの図書のほか、さらに、当該計画にエレベーターが含まれる場合においては、前項の表の(ロ)項に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。
				方位、道路及び目標となる地物			
				縮尺、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員			

[illegible]

基礎伏図	各階平面図	
縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及	縮尺、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱及び開口部の位置	

		及び寸法
(3)	(略)	(略)

3 法第八条第三項第三号に掲げる基準に適合するものとして同条第一項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は前項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第四号様式の正本及び副本に、それぞれ、建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ及びロに掲げる図書及び書類を、当該計画に建築基準法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は当該計画が同法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に係るもので同令第四百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備が含まれる場合においては同令別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに同条第四項の表一又は表二の各項の(イ)欄に掲げる建築設備が含まれる場合においては当該各項の(3)欄に掲げる図書又は書類を、同条第七項の規定に基づき特定行政庁（同法第二条第三十三号に規定する特定行政庁をいう。）が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

		び寸法
(3)	(略)	(略)

3 法第八条第三項第三号に掲げる基準に適合するものとして同条第一項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は前項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第四号様式の正本及び副本に、それぞれ、建築基準法第六条第一項第一号に掲げる建築物については建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表一の(イ)項及び(3)項に掲げる図書を、同法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(イ)項、(3)項及び(4)項に掲げる図書並びに同規則第一条の三第一項の表二の(二)項(3)欄に掲げる図書を、これらの建築物以外の建築物については同項の表一の(イ)項に掲げる図書を添えて、これらの図書のほか、さらに、同法第二十八条の二の規定により石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書を、同法第に規定する内装の制限を受ける調理室等をいう。）を有する建築物については同表の(4)項に掲げる図書を、同法第五十二条第八項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の図書を、同条第九項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書を、同法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(イ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(リ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(4)項に掲げる図書を、同法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの

9 (略) 8 前項の規定は、第三項の規定により建築基準法施行規則第一条の三第一項の表一の(ハ)項及び同条第一項の表三の(3)欄に掲げる構造計算書を所管行政庁に提出する場合について準用する。	4 6 (略) 7 高さが六十メートルを超える建築物に係る法第八条第三項の計画の認定の申請書にあつては、第一項の表の(3)項の規定にかかわらず、同項に掲げる図書のうち構造計算書は、添えることを要しない。この場合においては、建築基準法第二十条第一号の認定に係る認定書の写しを添えるものとする。
9 (略) 8 前項の規定は、第三項の規定により建築基準法施行規則第一条の三第一項の表一の(ハ)項及び同条第一項の表二の(二)項(3)欄に掲げる図書を所管行政庁に提出する場合に準用する。	4 6 (略) 7 高さが六十メートルを超える建築物に係る法第八条第三項の計画の認定の申請書にあつては、第一項の表の(3)項の規定にかかわらず、同項に掲げる図書のうち構造計算書は、添えることを要しない。この場合においては、建築基準法施行令第三十六条第四項の認定に係る認定書の写しを添えるものとする。 制限を受ける建築物については同表の(3)項に掲げる図書を、建築基準法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。)(に係る間口率(建築基準法第六十七条の二第六項に規定する間口率をいう。))の制限及び高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(4)項に掲げる図書を、当該計画に同法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は当該計画が同法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に係るもので同令第四百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては同規則別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに同規則第一条の三第八項の表のそれぞれの項に掲げる図書及び同条第六項の表の(イ)欄(ロ)項又は(二)項に該当する建築設備が含まれる場合においては同表の(3)欄の当該各項に掲げる図書を、同条第九項の規定に基づき特定行政庁(同法第二条第三十二号に規定する特定行政庁をいう。))が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

改 正 案

（法第五条第一項第一号の国土交通省令で定める基準）
第四条 法第五条第一項第一号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 （略）
- 二 各階の張り間方向及びけた行方向のうち、少なくともいずれかの階の一の方向について、次のイの規定により計算した基準入力エネルギーの数値が次のロの規定により計算した保有限界エネルギーの数値を超えるものであること。
- イ 基準入力エネルギーは、次の式により計算すること。

$$Ed = \frac{(FesRgZRAiWt)^2}{2St}$$

この式において、Ed、Fes、Rg、Z、Rt、Ai、Wi及びStは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Ed 基準入力エネルギー（単位 ニュートンメートル）
Fes 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の三第二号に規定するFesの数値
Rg 次の表の地盤の種類の欄に掲げる区分に応じて係数の欄に掲げる数値

地盤の種類	係数
(一) 腐植土、泥土その他の軟弱な土質の沖積層（埋立て又は盛土がなされている場合においては、これを含む。）でその深さが地表面から三十メートル以上ある地盤又は地盤周期等についての調	一・五

現 行

（法第五条第一項第一号の国土交通省令で定める基準）
第四条 法第五条第一項第一号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 （略）
- 二 各階の張り間方向及びけた行方向のうち、少なくともいずれかの階の一の方向について、次のイの規定により計算した基準入力エネルギーの数値が次のロの規定により計算した保有限界エネルギーの数値を超えるものであること。
- イ 基準入力エネルギーは、次の式により計算すること。

$$Ed = \frac{(FesRgZRAiWt)^2}{2St}$$

この式において、Ed、Fes、Rg、Z、Rt、Ai、Wi及びStは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Ed 基準入力エネルギー（単位 ニュートンメートル）
Fes 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の四第二号に規定するFesの数値
Rg 次の表の地盤の種類の欄に掲げる区分に応じて係数の欄に掲げる数値

地盤の種類	係数
(一) 腐植土、泥土その他の軟弱な土質の沖積層（埋立て又は盛土がなされている場合においては、これを含む。）でその深さが地表面から三十メートル以上ある地盤又は地盤周期等についての調	一・五

	査若しくは研究の結果によりこれと同程度の地盤周期を有すると認められる地盤	
(二)	(一) 及び (三) に掲げる地盤以外の地盤	一・二
(三)	洪積世以前の地層により構成されている地盤又は地盤周期等についての調査若しくは研究の結果によりこれと同程度の地盤周期を有すると認められる地盤	一・〇

Z 建築基準法施行令第八十八条第一項に規定するZの数値

Rt 建築基準法施行令第八十八条第一項に規定するRtの数値

Ai 建築基準法施行令第八十八条第一項に規定するAiの数値

Wi 当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位 ニュートン）
St 壁及び柱の初期剛性を表すものとして、国土交通大臣が定める方法により算出した数値

ロ (略)

三 (略)

（法第五条第一項第二号の国土交通省令で定める基準）

	査若しくは研究の結果によりこれと同程度の地盤周期を有すると認められる地盤	
(二)	(一) 及び (三) に掲げる地盤以外の地盤	一・二
(三)	洪積世以前の地層により構成されている地盤又は地盤周期等についての調査若しくは研究の結果によりこれと同程度の地盤周期を有すると認められる地盤	一・〇

Z 建築基準法施行令第八十八条第一項に規定するZの数値

Rt 建築基準法施行令第八十八条第一項に規定するRtの数値

Ai 建築基準法施行令第八十八条第一項に規定するAiの数値

Wi 当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位 ニュートン）
St 壁及び柱の初期剛性を表すものとして、国土交通大臣が定める方法により算出した数値

ロ (略)

三 (略)

（法第十三条第一項第二号の国土交通省令で定める基準）

第十三条 法第十三条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 各階の張り間方向及びけた行方向のうち、少なくともいずれかの階の一の方向について、次のイの規定により計算した基準入力エネルギーの数値が次のロの規定により計算した保有限界エネルギーの数値を超えるものであること。
- イ 基準入力エネルギーは、次の式により計算すること。

$$Ed = \frac{(FesRgZRAiWi)^2}{2St}$$

この式において、 Ed 、 Fes 、 Rg 、 Z 、 Rt 、 Ai 、 Wi 及び St は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ed 基準入力エネルギー(単位 ニュートンメートル)
 Fes 建築基準法施行令第八十二条の三第二号に規定する
 Fes の数値

Rg 次の表の地盤の種類の欄に掲げる区分に応じて係数の欄に掲げる数値

地盤の種類	係数
(一) 腐植土、泥土その他の軟弱な土質の沖積層(埋立て又は盛土がなされている場合においては、これを含む。)でその深さが地表面から三十メートル以上ある地盤又は地盤周期等についての調査若しくは研究の結果によりこれと同程度の地盤周期を有すると認められる地盤	一・五
(二) (一)及び(三)に掲げる地盤以外の	一・二

第十三条 法第十三条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 各階の張り間方向及びけた行方向のうち、少なくともいずれかの階の一の方向について、次のイの規定により計算した基準入力エネルギーの数値が次のロの規定により計算した保有限界エネルギーの数値を超えるものであること。
- イ 基準入力エネルギーは、次の式により計算すること。

$$Ed = \frac{(FesRgZRAiWi)^2}{2St}$$

この式において、 Ed 、 Fes 、 Rg 、 Z 、 Rt 、 Ai 、 Wi 及び St は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ed 基準入力エネルギー(単位 ニュートンメートル)
 Fes 建築基準法施行令第八十二条の四第二号に規定する
 Fes の数値

Rg 次の表の地盤の種類の欄に掲げる区分に応じて係数の欄に掲げる数値

地盤の種類	係数
(一) 腐植土、泥土その他の軟弱な土質の沖積層(埋立て又は盛土がなされている場合においては、これを含む。)でその深さが地表面から三十メートル以上ある地盤又は地盤周期等についての調査若しくは研究の結果によりこれと同程度の地盤周期を有すると認められる地盤	一・五
(二) (一)及び(三)に掲げる地盤以外の	一・二

地盤	
(三)	洪積世以前の地層により構成されている地盤又は地盤周期等についての調査若しくは研究の結果によりこれと同程度の地盤周期を有すると認められる地盤
	一・〇

Z 建築基準法施行令第八十八条第一項に規定する Z の数値
 R_t 建築基準法施行令第八十八条第一項に規定する R_t の数値
 A_i 建築基準法施行令第八十八条第一項に規定する A_i の数値
 W_i 当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位 ニュートン）
 St 壁及び柱の初期剛性を表すものとして、国土交通大臣が定める方法により算出した数値

地盤	
(三)	洪積世以前の地層により構成されている地盤又は地盤周期等についての調査若しくは研究の結果によりこれと同程度の地盤周期を有すると認められる地盤
	一・〇

Z 建築基準法施行令第八十八条第一項に規定する Z の数値
 R_t 建築基準法施行令第八十八条第一項に規定する R_t の数値
 A_i 建築基準法施行令第八十八条第一項に規定する A_i の数値
 W_i 当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位 ニュートン）
 St 壁及び柱の初期剛性を表すものとして、国土交通大臣が定める方法により算出した数値

国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第二十六号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案			現行		
別表第一(第三条及び第四条関係)			別表第一(第三条及び第四条関係)		
(略)	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)	(略)	(略)	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)	(略)
(略)	第二十四条の三第二項	(略)	(略)	第二十四条の二第二項	(略)